

# 令和 7 年度 呉市地域防災計画の修正（案）

（共通編・風水害編・震災編）

## 【新旧対照表】

### 広島県地域防災計画の修正（R 7 . 5）に伴う修正

#### 凡 例

- **××編 【●-●-●】** : 該当する編, ページ  
※ 広島県地域防災計画における該当ページは省略
- \_\_\_\_\_, **□** : 修正箇所
- **県修正△△** : 別添「資料 1 一覧／上位計画の修正に伴う修正」と連動

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p>第 5 節 県民の防災活動の促進に関する計画</p> <p>1 方針</p> <p>県民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、<u>様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p>第 5 節 県民の防災活動の促進に関する計画</p> <p>1 方針</p> <p>県民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。これらにあたっては、<u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、外国人、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。</u></p>	<p><b>共通編 総則 【総-1-2】</b></p> <p>第 1 節 計画の方針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 防災施策の基本方針 (略)</p> <p><b>【周到かつ十分な災害予防】</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。<u>これらにあたっては、様々なニーズへの対応に十分配慮するよう努めるものとする。</u></p> <p>なお、災害ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p><b>共通編 総則 【総-1-2】</b></p> <p>第 1 節 計画の方針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 防災施策の基本方針 (略)</p> <p><b>【周到かつ十分な災害予防】</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市民の防災活動を促進するため、防災教育や防災訓練の実施、消防団への入団促進、自主防災組織の育成・指導、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進に努めるものとする。<u>その際、次のことに配慮する。</u></p> <p>ア <u>高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズ</u></p> <p>イ <u>地域における要配慮者を支援する体制の整備</u></p> <p>ウ <u>被災時の男女ニーズの違い等、男女双方の視点</u></p> <p>エ <u>家庭動物の飼育の有無による被災時のニーズの違い</u></p> <p>なお、災害ボランティアについては、県、市、住民、他の支援団体が連携・協働して、自主性に基づき活動できる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>県修正 1</p> <p><b>【理由】</b> 防災基本計画の修正による。</p> <p><b>【内容】</b> 「様々なニーズ」の対象を具体化する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画																												
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等																										
<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 3 節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則</p> <p>1 基本理念</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の</u> 観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(7) (略)</p>	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 3 節 防災業務実施上の基本理念及び基本原則</p> <p>1 基本理念</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症 <u>流行時の経験も</u> 踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など <u>感染症対策の</u> 観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>(7) (略)</p>	<p><b>共通編 総則 【総-1-3】</b></p> <p>第 1 節 計画の方針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 防災施策の基本方針</p> <p><b>【迅速かつ円滑な災害応急対策】</b></p> <p>1 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の</u> 観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p><b>共通編 総則 【総-1-3】</b></p> <p>第 1 節 計画の方針</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 防災施策の基本方針</p> <p><b>【迅速かつ円滑な災害応急対策】</b></p> <p>1 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症 <u>流行時の経験も</u> 踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など <u>感染症対策の</u> 観点を取り入れた防災対策を推進する。</p>	<p><b>県修正 2</b></p> <p><b>【理由】</b> 防災基本計画の修正による。</p> <p><b>【内容】</b> 「感染症」に、「新型コロナウイルス感染症」を包含する。</p>																										
<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 中国地方測量部</p> <p><u>ア 地理空間情報の活用に関すること</u></p> <p><u>イ 防災関連情報の活用に関すること</u></p> <p><u>ウ 地理情報システムの活用に関すること</u></p> <p><u>エ 復旧測量等の実施に関すること</u></p> <p>5 (略)</p>	<p><b>第 1 章 総則</b></p> <p>第 4 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <p>(1)～(16) (略)</p> <p>(17) 中国地方測量部</p> <p><u>ア 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</u></p> <p><u>イ 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力</u></p> <p><u>ウ 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施</u> (削除)</p> <p>5 (略)</p>	<p><b>共通編 総則 【総-3-3・4】</b></p> <p>第 3 節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国地方測量部</td> <td>(1) <u>地理空間情報の活用</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) <u>防災関連情報の活用</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) <u>地理情報システムの活用</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) <u>復旧測量等の実施</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 (略)</p>	機関名	事務又は業務の大綱	(略)		中国地方測量部	(1) <u>地理空間情報の活用</u>		(2) <u>防災関連情報の活用</u>		(3) <u>地理情報システムの活用</u>		(4) <u>復旧測量等の実施</u>	(略)		<p><b>共通編 総則 【総-3-3・4】</b></p> <p>第 3 節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中国地方測量部</td> <td>(1) <u>災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) <u>防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) <u>災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施</u> (削除)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 (略)</p>	機関名	事務又は業務の大綱	(略)		中国地方測量部	(1) <u>災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</u>		(2) <u>防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力</u>		(3) <u>災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施</u> (削除)	(略)		<p><b>県修正 3</b></p> <p><b>【理由】</b> 文言の整理による。</p> <p><b>【内容】</b> 防災関係機関の事務又は業務の大綱を具体化する。</p>
機関名	事務又は業務の大綱																													
(略)																														
中国地方測量部	(1) <u>地理空間情報の活用</u>																													
	(2) <u>防災関連情報の活用</u>																													
	(3) <u>地理情報システムの活用</u>																													
	(4) <u>復旧測量等の実施</u>																													
(略)																														
機関名	事務又は業務の大綱																													
(略)																														
中国地方測量部	(1) <u>災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力</u>																													
	(2) <u>防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力</u>																													
	(3) <u>災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施</u> (削除)																													
(略)																														

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画																		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等																
<p>6 指定公共機関</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 日本銀行広島支店</p> <p><u>ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整</u></p> <p>イ 資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p> <p>(4)～(15) (略)</p>	<p>6 指定公共機関</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 日本銀行広島支店</p> <p><u>ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調整</u></p> <p>イ 資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</p> <p>ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置</p> <p>エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</p> <p>オ 各種措置に関する広報</p> <p>(4)～(15) (略)</p>	<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本銀行(広島支店)</td> <td>                     (1) <u>災害発生時等における通貨の円滑な供給の確保</u>                      (2) <u>災害発生時等における現金輸送及び通信手段の確保</u>                      (3) <u>災害発生時等における金融機関の業務運営の確保、業務運営に関する指導等</u>                      (4) <u>災害発生時等における金融機関による非常金融措置の実施</u>                      (5) <u>災害発生時等における各種金融措置に関する広報</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	(略)		日本銀行(広島支店)	(1) <u>災害発生時等における通貨の円滑な供給の確保</u> (2) <u>災害発生時等における現金輸送及び通信手段の確保</u> (3) <u>災害発生時等における金融機関の業務運営の確保、業務運営に関する指導等</u> (4) <u>災害発生時等における金融機関による非常金融措置の実施</u> (5) <u>災害発生時等における各種金融措置に関する広報</u>	(略)		<p>6 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本銀行(広島支店)</td> <td>                     (1) <u>銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整</u>                      (2) <u>資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u>                      (3) <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u>                      (4) <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u>                      (5) <u>各種措置に関する広報</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	事務又は業務の大綱	(略)		日本銀行(広島支店)	(1) <u>銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整</u> (2) <u>資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> (3) <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> (4) <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> (5) <u>各種措置に関する広報</u>	(略)		
機関名	事務又は業務の大綱																			
(略)																				
日本銀行(広島支店)	(1) <u>災害発生時等における通貨の円滑な供給の確保</u> (2) <u>災害発生時等における現金輸送及び通信手段の確保</u> (3) <u>災害発生時等における金融機関の業務運営の確保、業務運営に関する指導等</u> (4) <u>災害発生時等における金融機関による非常金融措置の実施</u> (5) <u>災害発生時等における各種金融措置に関する広報</u>																			
(略)																				
機関名	事務又は業務の大綱																			
(略)																				
日本銀行(広島支店)	(1) <u>銀行券の発行並びに通貨及び金融の調整</u> (2) <u>資金決算の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> (3) <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> (4) <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> (5) <u>各種措置に関する広報</u>																			
(略)																				
<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p>第2節 防災都市づくりに関する計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 住宅、建築物等の安全性の確保</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 宅地の安全性の確保</p> <p>造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、<u>宅地造成等規制法</u>に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。</p> <p>県及び市町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。</p> <p>また、液状化ハザードマップの作成・公表を</p>	<p><b>第2章 災害予防計画</b></p> <p>第2節 防災都市づくりに関する計画</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 住宅、建築物等の安全性の確保</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 宅地の安全性の確保</p> <p>造成宅地の地震に対する安全性を確保するため、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づく適正な宅地造成を促進するとともに、造成宅地の災害防止を図る。</p> <p>県及び市町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表し、住民へ周知するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施を促進する。</p> <p>また、液状化ハザードマップの作成・公表を</p>	<p><b>共通編 災害予防編 【予-4-4】</b></p> <p>第4 建築物・公共土木施設、危険物施設、農林漁業施設等の災害予防の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 建築物・工作物等の安全化</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 擁壁の崩壊防止対策</p> <p>宅地に擁壁を設置する場合には、引き続き<u>宅地造成等規制法</u>及び建築基準法に基づく安全対策を講じるよう指導する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p><b>共通編 災害予防編 【予-4-4】</b></p> <p>第4 建築物・公共土木施設、危険物施設、農林漁業施設等の災害予防の推進</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 建築物・工作物等の安全化</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 擁壁の崩壊防止対策</p> <p>宅地に擁壁を設置する場合には、引き続き<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>及び建築基準法に基づく安全対策を講じるよう指導する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>	<p><b>県修正 4</b></p> <p>【理由】</p> <p>防災基本計画の修正による。</p> <p>【内容】</p> <p>法律の名称の改正を反映する。</p>																

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>促進する。 (5)・(6) (略) 4～6 (略)</p>	<p>促進する。 (5)・(6) (略) 4～6 (略)</p>			
<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p>1 (略) 2 災害発生直前の応急対策への備え (1)～(4) (略) (5) 住民等の避難誘導関係 本計画第 2 章第 6 節の 2 「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。 (6) (略) 3 災害発生直後の応急対策への備え (1) (略) (2) 情報の分析整理 ア 県及び市町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。 イ <u>国、公共機関及び地方公共団体は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を共通のシステム（総合防災情報システム及び S I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management））に集約できるよう務める。</u></p>	<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p>1 (略) 2 災害発生直前の応急対策への備え (1)～(4) (略) (5) 住民等の避難誘導関係 本計画第 2 章第 7 節の 2 「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。 (6) (略) 3 災害発生直後の応急対策への備え (1) (略) (2) 情報の分析整理 ア 県及び市町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。 イ <u>県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努める。</u></p>	<p><b>共通編 災害予防編 【予-6-1】</b></p> <p>第 6 節 情報管理・広報体制の整備 (略) 第 1 情報収集・連絡体制の整備 (略) (1)～(12) (略)</p> <p>(13)被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携して導入した<u>呉市防災情報システム等の運用体制の確立</u> 並行して、各機関が横断的に共有すべき防災情報を<u>共通のシステム（総合防災情報システム及び S I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク））に集約する方策の検討</u> <u>_____</u> <u>_____</u> (14)～(16) (略)</p> <p><b>風水害応急対策編 【風-2-19】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震-2-16】</b></p> <p>第 2 節 災害発生直前と発生後の応急対策 第 2 節 地震発生前後・津波到達前の応急対策 第 1 (略) 第 2 災害情報計画 1・2 (略)</p>	<p><b>共通編 災害予防編 【予-6-1】</b></p> <p>第 6 節 情報管理・広報体制の整備 (略) 第 1 情報収集・連絡体制の整備 (略) (1)～(12) (略)</p> <p>(13)被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、国等関係機関と連携し、<u>最新の情報通信関連技術の導入の検討</u> 並行して、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、<u>総合防災情報システム（SOBO-WEB）</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>に集約するため、当該システムと連携が図られている広島県防災情報システムの活用</u> <u>の検討</u> (14)～(16) (略)</p> <p><b>風水害応急対策編 【風-2-19】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震-2-16】</b></p> <p>第 2 節 災害発生直前と発生後の応急対策 第 2 節 地震発生前後・津波到達前の応急対策 第 1 (略) 第 2 災害情報計画 1・2 (略)</p>	<p><b>県修正 5</b> 【理由】 防災基本計画の修正による。 【内容】 S I P 4 D の機能が包含された S O B O - W E B が 2024 年から稼働したことにより、表記を変更する。 (当該システムと連携済みの広島県防災情報システムの活用を明示)</p> <p><b>県修正 6</b> 【理由】 能登半島地震を踏まえた修正による。 【内容】 通信が途絶している地域での通信手段（インターネットに限定しない）の整</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>オ 県及び市町は、地震・津波災害による通信網の途絶や輻輳に備え、衛星通信等の導入を図り、災害対策本部間の連絡を確保する。</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>4 災害派遣、広域的な応援体制への備え (1) (略) (2) 相互応援協力関係</p> <p>ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制の構築をしておくよう努めるものとする。 (略) 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>オ 県及び市町は、地震・津波災害により通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>4 災害派遣、広域的な応援体制への備え (1) (略) (2) 相互応援協力関係</p> <p>ア 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制の構築をしておくよう努めるものとする。 (略) 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース確保を行うものとする。その際、<u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想</u></p>	<p>3 被害情報等の収集及び伝達 (1) 災害通信計画 ア (略) イ 非常通信の<u>利用</u> (略) ウ (略) <u>(新設)</u></p> <p>エ 防災関係機関の報告及び連絡 (略)</p> <p><b>共通編 災害予防編 【予-5-2】</b></p> <p>第5節 防災活動体制の整備 第1 (略) 第2 広域応援協力体制の整備 1・2 (略) 3 防災関係機関・民間団体等との連携協力体制の整備 (1) (略) (2) 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。 (略) 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p>	<p>3 被害情報等の収集及び伝達 (1) 災害通信計画 ア (略) イ 非常通信の<u>使用</u> (略) ウ (略) エ <u>衛星通信の使用</u> <u>通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用した通信機器やインターネット機器の整備、活用に努める。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練の定期的な実施に努める。</u></p> <p>オ 防災関係機関の報告及び連絡 (略)</p> <p><b>共通編 災害予防編 【予-5-2】</b></p> <p>第5節 防災活動体制の整備 第1 (略) 第2 広域応援協力体制の整備 1・2 (略) 3 防災関係機関・民間団体等との連携協力体制の整備 (1) (略) (2) 防災関係機関は、あらかじめ広域応援体制の整備に努めるものとし、それぞれの応急対策実施項目に関係する防災関係機関相互をはじめ、事業者、業界団体等との協定等を締結し、円滑な災害応急対策に努める。 (略) 特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も</u></p>	<p>備や平時の訓練の実施を追記する。</p> <p><b>県修正 7</b> <b>【理由】</b> 能登半島地震を踏まえた修正による。 <b>【内容】</b> 応援職員等に対して紹介できる、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化を追記する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
イ～ウ (略)	定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 イ～ウ (略)	(3)～(6) (略)	想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 (3)～(6) (略)	<b>県修正 8</b> <b>【理由】</b> 能登半島地震を踏まえた修正による。 <b>【内容】</b> 救援物資輸送拠点の効率的な運営を図るための方策を追記する。
6 緊急輸送活動への備え	6 緊急輸送活動への備え 市町は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両、船舶等及びそれらの燃料等の調達先を明確にしておき、人員及び物資等の輸送手段を確保するとともに救援物資輸送拠点を選定するものとする。 <u>(新設)</u>	<b>風水害応急対策編 【風-5-13】</b> <b>震災応急対策編 【震-5-13】</b> 第5節 緊急輸送のための交通の確保、警備活動計画 第1～4 (略) 第5 緊急輸送計画 (略) 1・2 (略) 3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 (1) (略) (2) 輸送拠点等の確保 _____ 各種輸送拠点は、呉市地域防災計画共通編災害予防編「第11節 防災拠点の整備」の中から選定し、発災時にはその拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。 <u>(新設)</u>	<b>風水害応急対策編 【風-5-13】</b> <b>震災応急対策編 【震-5-13】</b> 第5節 緊急輸送のための交通の確保、警備活動計画 第1～4 (略) 第5 緊急輸送計画 (略) 1・2 (略) 3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保 (1) (略) (2) 輸送拠点等の確保・運営 各種輸送拠点は、呉市地域防災計画共通編災害予防編「第11節 防災拠点の整備」の中から選定し、発災時にはその拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。 <u>また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> (3) (略)	
7 避難の受入れ・情報提供活動への備え	7 避難の受入れ・情報提供活動への備え (1) 避難対策のための整備関係 本計画第2章第6節の2「円滑な避難体制の確保等に関する計画」で定める。 (2)～(3) (略) (4) 孤立集落対策関係 <u>災害発生時に、道路等が被害を受け、集落が孤立する場合に備え、市町は、学校区や町内会など、地域の状況に適した単位で、孤立可能性</u>	<b>共通編 災害予防編 【予-2-15】</b> 第2節 第1～6 (略) 第7 孤立集落における災害予防対策 1 (略) 2 通信手段の確保 (1) 通信施設の被災や輻輳等による障害に備え、災害時優先電話、防災行政無線、IP通信網、C	<b>共通編 災害予防編 【予-2-15】</b> 第2節 第1～6 (略) 第7 孤立集落における災害予防対策 1 (略) 2 通信手段の確保 (1) 通信施設の被災や輻輳等による障害に備え、災害時優先電話、防災行政無線、IP通信網、	<b>県修正 9</b> <b>【理由】</b> 能登半島地震を踏まえた修正による。 <b>【内容】</b> 道路の被害等による孤立集落の発生に備えた無人航空機による対策を追

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画				
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等		
<p><u>のある集落を把握し、次の対策の推進に努める。</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア 指定避難所、集落、世帯<u>      </u>での水、<u>食糧</u>、日用品等の<u>      </u>備蓄<u>      </u> <u>(新設)</u></p> <p>イ 防災行政無線、IP 通信網、CATV 網、衛星通信など情報通信手段の整備</p> <p>ウ 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立</p> <p>エ <u>      </u>避難計画<u>      </u>の整備 や避難訓練<u>      </u>の実施</p> <p>(5) 感染症の自宅療養者等対策</p> <p>県及び保健所設置市の保健所<u>      </u>は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の</u> <u>      </u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、防災担当部局（県の保健所<u>      </u>にあっては、管内の市町</p>	<p>ア 県</p> <p><u>(ア) 市町と連携して、災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握</u></p> <p><u>(イ) 市町・関係機関等と連携・協力し、ドローン等の活用による輸送体制の強化及び衛星通信機器等の通信手段の確保</u></p> <p>イ 市町</p> <p><u>(ア) 災害時に孤立する可能性のある集落の状況の把握</u></p> <p><u>(イ) 指定避難所、集落、世帯等での水、食料、日用品等の必要な物資の備蓄及び調達体制の整備</u></p> <p><u>(ウ) 無人航空機等の救援物資の輸送手段の確保等、物資輸送体制整備</u></p> <p><u>(エ) 防災行政無線、IP 通信網、CATV 網、衛星通信など情報通信手段の確保</u></p> <p><u>(ウ) 臨時ヘリポート適地の確保など救助・救援体制の確立</u></p> <p><u>(カ) 孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施</u></p> <p>(5) 感染症の自宅療養者等対策</p> <p>県及び保健所設置市の保健所等は、<u>新型インフルエンザ等</u><u>      </u>感染症等（<u>指定感染症及び新感染症を含む。</u>）発生時における自宅療養者等の被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当部局（県の保健所<u>等</u>にあっては、管内の市町</p>	<p>A T V 網、衛星通信、アマチュア無線等の多様な通信手段の確保に努める。</p> <p>3 物資供給、救助・救援体制の確立</p> <p>(1) 孤立予想集落の住民ニーズの適切な把握 住民の救出や物資の適切な供給にあたり<u>伝えるべき項目は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td>伝達項目</td> <td>ア 負傷者の有無及び負傷程度 イ 要配慮者の有無 ウ 集落内の人数 エ 備蓄状況（食料・飲料水・医薬品・毛布・生活用品等）</td> </tr> </table> <p>(2) <u>ヘリコプター離着陸適地の確保</u> 孤立時の救助、避難、物資供給に資するため、<u>ヘリコプターの離着陸適地を集落内及び近隣地域に選定確保するよう努める。</u></p> <p>4 孤立に強い集落づくり</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難体制の強化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>ハザードマップの配布や孤立を想定した防災訓練を通じ、危険箇所、避難経路、避難場所、避難所等を周知する。</u></p> <p><b>共通編 災害予防編 【予-7-9】</b></p> <p>第7節 避難体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難体制の整備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難誘導體制の整備</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>感染症の自宅療養者等に対する避難誘導體制の整備</u> 保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u><u>      </u>感染症の <u>      </u>自宅療養者等の被災に備えて、<u>平常時</u>から、危機管理課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリ</p>	伝達項目	ア 負傷者の有無及び負傷程度 イ 要配慮者の有無 ウ 集落内の人数 エ 備蓄状況（食料・飲料水・医薬品・毛布・生活用品等）	<p><u>      </u>衛星通信、アマチュア無線等の多様な通信手段の確保に努める。</p> <p>3 物資供給、救助・救援体制の確立</p> <p>(1) 孤立予想集落の住民ニーズの適切な把握 住民の救出や物資の適切な供給にあたり、<u>次の項目を把握する</u><u>      </u>。</p> <p>ア 負傷者の有無及び負傷程度</p> <p>イ 要配慮者の有無</p> <p>ウ 集落内の人数</p> <p>エ 備蓄状況（食料・飲料水・医薬品・毛布・生活用品等）</p> <p>(2) <u>輸送体制の整備</u> 孤立時の救助、避難、物資供給に資するため、<u>臨時ヘリポート適地や無人航空機等の輸送手段の確保に</u><u>      </u>努める。</p> <p>4 孤立に強い集落づくり</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難体制の強化</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>孤立集落の発生を想定した避難計画等の作成や避難訓練等の訓練の実施</u></p> <p><b>共通編 災害予防編 【予-7-9】</b></p> <p>第7節 避難体制の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難体制の整備</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 避難誘導體制の整備</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>感染症の自宅療養者等対策</u> <u>      </u> 保健所は、<u>新型インフルエンザ等</u><u>      </u>感染症等（<u>指定感染症及び新感染症を含む。</u>）<u>発生時における自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前</u>から、危機管理課との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリ</p>	<p>記する。</p> <p><b>県修正 10</b></p> <p><b>【理由】</b> 感染症対策の強化に係る修正による。</p> <p><b>【内容】</b> 自宅療養者等に対する避難の確保に向けた情報提供等が円滑に行えるよう、感染症等の発生前から関係機関との調整を実施する旨を追記する。</p>
伝達項目	ア 負傷者の有無及び負傷程度 イ 要配慮者の有無 ウ 集落内の人数 エ 備蓄状況（食料・飲料水・医薬品・毛布・生活用品等）					

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>の 防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。_____</p>	<p>の 防災担当部局を含む。)との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>さらに、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p>	<p>アに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。_____</p> <p>(8) (略)</p> <p>4 指定避難所，指定緊急避難場所の指定及び周知 (略)</p> <p>(1) 指定避難所 ア 市は、まちづくりセンター，学校等の公共施設等を対象に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，また，<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ</u>，その管理者の同意を得た上で，避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し，県に通知するとともに，平常時から避難所の場所，収容人数等について，住民等へ周知を図るものとする。 (略)</p>	<p>アに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>さらに、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>4 指定避難所，指定緊急避難場所の指定及び周知 (略)</p> <p>(1) 指定避難所 ア 市は、まちづくりセンター，学校等の公共施設等を対象に，地域の人口，誘致圏域，地形，災害に対する安全性等に配慮し，また，_____感染症対策等を踏まえ，その管理者の同意を得た上で，避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し，県に通知するとともに，平常時から避難所の場所，収容人数等について，住民等へ周知を図るものとする。 (略)</p>	
<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p>第 7 節の 2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 1～4 (略) 5 避難計画の作成等 (1)～(4) (略) (5) 指定避難所の開設・運営 市町は、指定避難所の開設及び運営について、地元住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。</p>	<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p>第 7 節の 2 円滑な避難体制の確保等に関する計画 1～4 (略) 5 避難計画の作成等 (1)～(4) (略) (5) 指定避難所の開設・運営 市町は、指定避難所の開設及び運営について、地元住民及び施設管理者等と協力して、あらかじめ避難所運営マニュアルを策定しておくものとする。</p>	<p><b>共通編 災害予防編 【予-7-14】</b></p> <p>第 7 節 避難体制の整備 第 1 (略) 第 2 避難体制の整備 1～5 (略) 6 避難所の管理運営体制の整備 (1)・(2) (略) (3) 避難所運営の知識の普及</p>	<p><b>共通編 災害予防編 【予-7-14】</b></p> <p>第 7 節 避難体制の整備 第 1 (略) 第 2 避難体制の整備 1～5 (略) 6 避難所の管理運営体制の整備 (1)・(2) (略) (3) 避難所運営の知識の普及</p>	<p><b>県修正 11</b> 【理由】 防災基本計画の修正による。 【内容】 指定避難所において、スフィア基準を踏まえた生活環境の確保を追記する。</p>



広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備	ア 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備	(新設)	(7) 換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備	<p>県修正 13</p> <p>【理由】 能登半島地震を踏まえた修正による。</p> <p>【内容】 避難所の設備の整備等に関する事項を追記する。</p>
イ 貯水槽、井戸、_____マット、_____簡易ベッド、非常用発電機、ガス設備、通信機器等	イ 貯水槽、井戸、 <u>給水タンク</u> 、 <u>マット</u> 、 <u>パーティション</u> 、 <u>段ボールベッド等の簡易ベッド</u> 、非常用発電機、ガス設備、 <u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等</u>	(新設)	(4) <u>貯水槽、井戸、給水タンク、マット、パーティション、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用発電機、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等</u>	
(新設)	ウ 簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ	(新設)	(5) <u>簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレ</u>	
ウ 要配慮者にも配慮した施設・設備	エ 要配慮者にも配慮した施設・設備	(新設)	(エ) <u>要配慮者にも配慮した施設・設備</u>	
エ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報方の入手に資する機器	オ テレビ、ラジオ等被災者による災害情報方の入手に資する機器	(新設)	(オ) <u>テレビ、ラジオ等被災者による災害情報方の入手に資する機器</u>	
オ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等(指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。)	カ 食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等(指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。)	(新設)	(カ) <u>食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等(指定避難所又はその近傍で確保できるよう努める。)</u>	
カ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペース_____の確保に努めるものとする。	キ 必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペース <u>や家庭動物の飼養に関する資材</u> の確保に努めるものとする。	(新設)	(キ) <u>必要に応じて、指定避難所における家庭動物のためのスペースや家庭動物の飼養に関する資材の確保に努めるものとする。</u>	
キ 指定避難所の電力容量の拡大	ク 指定避難所の電力容量の拡大	(新設)	(ク) <u>指定避難所の電力容量の拡大</u>	
ク 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等	ケ 停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等	(新設)	(ケ) _____停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備_____	
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)	オ・カ (略)	オ・カ (略)	
(4) 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。	(6) 市町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保、育成に努めるものとする。	キ 専門家等との情報交換	キ 専門家等との情報交換 <u>や地域の人材の確保、育成</u>	
		市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換 <u>に努めるものとする。</u>	市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換_____	
		ク 地域人材の確保・育成	_____や避難者生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材(防災リーダー等)の確保、育成に努めるものとする。	
		市及び各避難所の運営者は、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材(防災リーダー等)の確保、育成に努めるものとする。	_____	

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>(新設)</p> <p>(5) 県及び市町は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p>8 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。</p> <p>_____県及び市町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、_____関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の</p>	<p>(7) 県及び市町は、<u>保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>(8) 県及び市町は、_____感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p>8 動物愛護管理に関する計画 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。 <u>そのため、市町は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</u> <u>また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。</u> なお、<u>県及び市町は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>ケ 感染症対策 市は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u></p> <p><b>共通編 災害予防編 【予-20-1】</b></p> <p>第20節 動物の愛護と保護体制の整備 <u>災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物_____が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに_____避難所に避難してくることが予想される。</u></p> <p>_____市は、動物愛護_____の観点から、これら_____動物の保護や適正な飼育に関し、広島県獣医師会等_____関係団体との協力体制を確立する。</p>	<p>ク 実施主体との調整・検討 市は、<u>保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u></p> <p>ケ 感染症対策 市は、_____感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</p> <p><b>共通編 災害予防編 【予-20-1】</b></p> <p>第20節 動物の愛護と保護体制の整備 <u>災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに指定避難所等に避難してくることが予想される。</u> <u>そのため、市は平常時から指定避難所等への家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。</u> <u>また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所等における家庭動物の避難状況等の把握に努めるものとする。</u> なお、<u>市は、動物愛護管理の観点から、これらの動物の保護や適正な飼養に関し、広島県獣医師会等の関係機関と連携を図りながら、犬や特定動物による人への危害防止や被災動物の保護・受入れ等に係</u></p>	<p>県修正 14</p> <p>【理由】 防災基本計画との整合による。</p> <p>【内容】 避難所運営について、実施主体間の事前調整等に関する事項を追記する。</p> <p>県修正 15</p> <p>【理由】 能登半島地震を踏まえた修正による。</p> <p>【内容】 家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める旨を追記する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>保護・受入れ_____等に係る体制の整備に努める。</p> <p>また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や_____避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。</p> <p>さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に 担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。</p>	<p>保護・受入れ、<u>飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等</u>に係る体制の整備に努める。</p> <p>また、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や<u>指定避難所等</u>での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。</p> <p>さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平常時に担当部局や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。</p>	<p>また、<u>市は</u>、災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や_____避難所等での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼育</p> <p>市は、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p><b>風水害応急対策編 【風-6-1】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震-6-1】</b></p> <p>第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1 避難計画</p> <p>1 避難所等の開設等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 避難所の開設等（略）</p> <p>ア 開設の方法</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p>(エ) 災害発生時には、<u>放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくる</u></p>	<p>る体制の整備に努める。</p> <p>また、_____災害時の対応は飼い主による「自助」を基本とし、飼い主に対して、所有者明示の実施や<u>指定避難所等</u>での適正な飼養のための準備等（動物用避難用品の確保、しつけ、健康管理、不妊・去勢手術等）の周知を図るものとする。</p> <p><u>さらに、指定避難所等における家庭動物の受入れや適正な飼養方法について、平素から福祉保健対策部や運営担当（施設管理者など）と検討や調整を行うものとする。</u></p> <p>1 （略）</p> <p>2 避難所における動物の適正な飼養</p> <p>市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について適正飼養の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p> <p>(1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等</p> <p>(2)・(3) （略）</p> <p>3 （略）</p> <p><b>風水害応急対策編 【風-6-1】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震-6-1】</b></p> <p>第6節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する活動</p> <p>第1 避難計画</p> <p>1 避難所等の開設等</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 避難所の開設等（略）</p> <p>ア 開設の方法</p> <p>(ア)～(ウ) （略）</p> <p><u>(エ) 災害発生時には、放浪・逸走動物（特定動物を含む。）や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくる</u></p>	



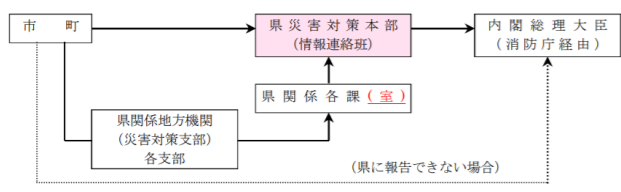
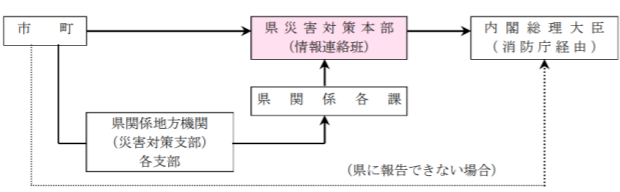
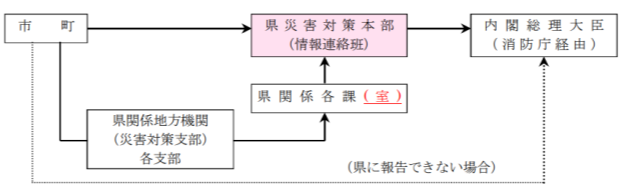
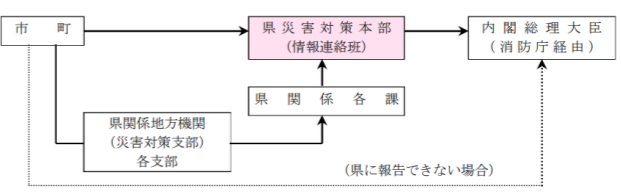
広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(12) (略)</p>	<p>(12) (略)</p>	<p><b>風水害応急対策編 【風-8-2】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震-8-2】</b></p> <p>第8節 防疫、保健衛生、環境衛生、遺体対策に関する活動</p> <p>第1 防疫、保健衛生、環境衛生計画 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 動物愛護管理対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所における動物の適正な飼育</p> <p>県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。なお、主な実施内容は次のとおりである。</p> <p>ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼育者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等）</p> <p>イ 避難所における飼育場所の指定</p> <p>ウ 動物の飼料・生活必需品等の提供</p> <p>エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼育等に関する相談</p> <p><b>風水害応急対策編 【風-13-1】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震-13-1】</b></p> <p>第13節 農林漁業関係被害の拡大防止計画</p> <p>災害時には農林畜産及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。</p> <p>1 農産物、家畜対策</p> <p>(1) (略)</p>	<p><b>風水害応急対策編 【風-8-2】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震-8-2】</b></p> <p>第8節 防疫、保健衛生、環境衛生、遺体対策に関する活動</p> <p>第1 防疫、保健衛生、環境衛生計画 (略)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 動物愛護管理対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難所における動物の適正な飼養</p> <p>県、県獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等との協力のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼養状況の把握、適正飼養の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。なお、主な実施内容は次のとおりである。</p> <p>ア 動物を伴った被災者の状況把握（飼養者の氏名・住所、動物の種類と数、動物の特徴等）</p> <p>イ 避難所における飼養場所の指定</p> <p>ウ 動物の飼料・生活必需品等の提供</p> <p>エ 動物の負傷や病気に対する診断、治療並びに一時預け、飼養等に関する相談</p> <p><b>風水害応急対策編 【風-13-1】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震-13-1】</b></p> <p>第13節 農林漁業関係被害の拡大防止計画</p> <p>災害時には農林畜産及び水産関係に多大な被害が発生することが予想されるため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達・配分等の対策を実施する。</p> <p>1 農産物、家畜対策</p> <p>(1) (略)</p>	

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
		(2) 家畜対策 ア (略) イ 家畜伝染病の発生及びまん延措置 県の指示に従い薬剤散布等、家畜伝染病のまん延防止に努める。なお、災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市長への届出を行わせ、埋却又は焼却の指導を行う。 ウ・エ (略) オ 家畜の避難 家畜の避難を要するときは、関係機関と連絡を密にし、避難場所その他について飼育者に指導を行い、安全な場所に避難させる。 カ (略)	(2) 家畜対策 ア (略) イ 家畜伝染病の発生及びまん延措置 県の指示に従い薬剤散布等、家畜伝染病のまん延防止に努める。なお、災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼養者に市長への届出を行わせ、埋却又は焼却の指導を行う。 ウ・エ (略) オ 家畜の避難 家畜の避難を要するときは、関係機関と連絡を密にし、避難場所その他について飼養者に指導を行い、安全な場所に避難させる。 カ (略)	
<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p>第 7 節の 4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画                      1～3 (略)                      4 実施方法                      (1)～(2) (略)                      (3) 備蓄の実施主体及び役割                      ア (略)</p> <p>イ 市町                      指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な毛布等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。                      また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。</p>	<p><b>第 2 章 災害予防計画</b></p> <p>第 7 節の 4 災害対策資機材等の備蓄等に関する計画                      1～3 (略)                      4 実施方法                      (1)～(2) (略)                      (3) 備蓄の実施主体及び役割                      ア (略)</p> <p>イ 市町                      指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や_____感染症対策に必要な毛布等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。                      また、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。</p>	<p><b>共通編 災害予防編 【予-12-1】</b></p> <p>第 12 節 災害対策資機材等の備蓄体制の整備                      第 1 基本的事項                      1～3 (略)                      4 実施方法                      (略)                      (1)・(2) (略)                      (3) 備蓄の実施主体及び役割                      備蓄は、家庭・企業、市、県の 3 者が行うものとする。                      ア (略)                      イ 市                      指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。                      (略)                      ウ (略)</p>	<p><b>共通編 災害予防編 【予-12-1】</b></p> <p>第 12 節 災害対策資機材等の備蓄体制の整備                      第 1 基本的事項                      1～3 (略)                      4 実施方法                      (略)                      (1)・(2) (略)                      (3) 備蓄の実施主体及び役割                      備蓄は、家庭・企業、市、県の 3 者が行うものとする。                      ア (略)                      イ 市                      指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、毛布等避難生活に必要な物資や_____感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮する。                      (略)                      ウ (略)</p>	<p><b>県修正 16</b></p> <p>【理由】                      防災基本計画の修正による。</p> <p>【内容】                      「感染症」に、「新型コロナウイルス感染症」を包含する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>さらに、家庭・企業に対して、備蓄に関する啓発を行うものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4)～(5) (略)</p>			
<p><b>第3章の1 災害応急対策計画（基本編）</b></p> <p>第2節 災害発生直前の応急対策</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 気象警報等の伝達に関する計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>ア 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を 発表した場合、次の機関に通知する。</p> <p>イ 伝達経路</p> <p><u>( 図 )</u> ※ P. 27</p> <p>ウ 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 放送機関</p> <p>広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は、次により放送し、住民に周知させる。</p> <p>a 警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報及び津波警報等については、即時に放送を行う。</p>	<p><b>第3章の1 災害応急対策計画（基本編）</b></p> <p>第2節 災害発生直前の応急対策</p> <p>第1項 (略)</p> <p>第2項 気象警報等の伝達に関する計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>ア 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を 発表した場合、次の機関に通知する。</p> <p>イ 伝達経路</p> <p><u>( 図 )</u> ※ P. 27</p> <p>ウ 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 放送機関</p> <p>広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は、次により放送し、住民に周知させる。</p> <p>a 警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報及び津波警報等については、即時に放送を行う。</p>	<p><b>風水害応急対策編 【風-2-12】</b></p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害情報計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象予報警報等の収集と伝達</p> <p>(1) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の収集と伝達</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広島地方気象台が気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>(ア) 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を 発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。</p> <p><u>( 図 )</u> ※ P. 28</p> <p><b>風水害応急対策編 【風-2-14】</b></p> <p>(イ) 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置</p> <p>a～d (略)</p> <p><u>e 市</u></p> <p>(a) 前(ア)及び(イ) bに定めるところにより気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は、防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、防災情報メール、緊急速報メール、インターネット等（気象等予報及び</p>	<p><b>風水害応急対策編 【風-2-12】</b></p> <p>第2節 災害発生直前と発生後の応急対策</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害情報計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 気象予報警報等の収集と伝達</p> <p>(1) 気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の収集と伝達</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 広島地方気象台の気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達</p> <p>(ア) 広島地方気象台は、気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報（津波警報等及び緊急地震速報（警報）を除く。）を 発表した場合、次の機関に通知する。</p> <p><u>( 図 )</u> ※ P. 28</p> <p><b>風水害応急対策編 【風-2-14】</b></p> <p>(イ) 広島地方気象台等から通知を受けた機関の措置</p> <p>a～d (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>県修正 17</p> <p>【理由】</p> <p>災害情報の伝達経路の修正による。</p> <p>【内容】</p> <p>災害情報の伝達経路のフロー図等を整理する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
b 注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。	b 注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。	<p><u>警報並びに土砂災害警戒情報に応じて選定) の利用の方法により速やかに住民に周知する。</u></p> <p><u>(b) 常にラジオ、テレビ等に注意し、気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連携をとり、事後の情報の把握に努める。</u></p> <p><u>(c) 河川洪水予報及び土砂災害警戒情報等の緊急性の高い警報等の通知を受けた場合は、避難指示等の発令に利用するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>e 放送機関</u></p> <p><u>広島地方気象台等から通知を受けた気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報は、次により放送し、住民に周知させる。</u></p> <p><u>(a) 警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報及び津波警報等については、即時に放送を行う。</u></p> <p><u>(b) 注意報については、定時ニュース等により速やかに放送を行う。</u></p> <p><u>f 市</u></p> <p><u>(a) 前 (ア) 及び(イ) bに定めるところにより気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の通知を受けた場合は、防災行政無線、Lアラート(災害情報共有システム)、防災情報メール、緊急速報メール、インターネット等(気象等予報及び警報並びに土砂災害警戒情報に応じて選定)の利用の方法により速やかに住民に周知する。</u></p> <p><u>(b) 常にラジオ、テレビ等に注意し、気象等予報、警報、河川洪水予報及び土砂災害警戒情報の発表を知ったときは、関係機関と密接な連携をとり、事後の情報の把握に努める。</u></p> <p><u>(c) 河川洪水予報及び土砂災害警戒情報等の緊急性の高い警報等の通知を受けた場合は、避難指示等の発令に利用するものとする。</u></p>	

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 土砂災害防止法第 27 条及び気象業務法第 11 条の規定により、広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路</p> <p>ア 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は次の経路により伝達する。</p> <p>イ 放送機関は土砂災害警戒情報を受けた場合、(4)－ウ－(カ)により住民に周知させる。</p> <p>( 図 ) ※ P. 29</p>	<p>(5)～(10) (略)</p> <p>(11) 土砂災害防止法第 27 条及び気象業務法第 11 条の規定により、広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路</p> <p>ア 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は次の経路により伝達する。</p> <p>イ 放送機関は土砂災害警戒情報を受けた場合、(4)－ウ－(カ)により住民に周知させる。</p> <p>( 図 ) ※ P. 29</p>	<p><b>風水害応急対策編 【風－2－15】</b></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 土砂災害防止法第 27 条及び気象業務法第 11 条の規定により、広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路</p> <p>_____ 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は、__次の経路により伝達する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>( 図 ) ※ P. 30</p>	<p><b>風水害応急対策編 【風－2－15】</b></p> <p>ウ (略)</p> <p>エ 土砂災害防止法第 27 条及び気象業務法第 11 条の規定により、広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路</p> <p><u>(7) 広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報は__次の経路により伝達する。</u></p> <p><u>(イ) 放送機関は土砂災害警戒情報を受けた場合、イ－(イ)－eにより住民に周知させる。</u></p> <p>( 図 ) ※ P. 30</p>	
<p><b>第 3 章の 1 災害応急対策計画 (基本編)</b></p> <p><b>第 3 章の 2 災害応急対策 (震災対策編)</b></p> <p>第 3 節 災害発生後の応急対策</p> <p>第 1 項 災害情報計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害発生及び被害状況報告・通報</p> <p>災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。</p>	<p><b>第 3 章の 1 災害応急対策計画 (基本編)</b></p> <p><b>第 3 章の 2 災害応急対策 (震災対策編)</b></p> <p>第 3 節 災害発生後の応急対策</p> <p>第 1 項 災害情報計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害発生及び被害状況報告・通報</p> <p>災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市町は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告及び被害状況報告を速やかに行う。</p>	<p><b>風水害応急対策編 【風－2－21・22】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震－2－18・19】</b></p> <p>第 2 節 災害発生直前と発生後の応急対策 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 災害情報計画 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 被害情報等の収集及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の調査・報告</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 報告</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 災害対策本部設置時の報告</p> <p>a (略)</p> <p>b 県への報告及び通報</p> <p>災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告</p>	<p><b>風水害応急対策編 【風－2－21・22】</b></p> <p><b>震災応急対策編 【震－2－18・19】</b></p> <p>第 2 節 災害発生直前と発生後の応急対策 (略)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 災害情報計画 (略)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 被害情報等の収集及び伝達</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 被害の調査・報告</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 報告</p> <p>(7) (略)</p> <p>(イ) 災害対策本部設置時の報告</p> <p>a (略)</p> <p>b 県への報告及び通報</p> <p>災害が発生した場合は、応急対策を迅速に実施するため、市は災害対策基本法及びその他関係法令の規定に基づき、県に対し災害発生報告</p>	<p><b>県修正 18</b></p> <p><b>【理由】</b> 災害発生報告方法の変更による。</p> <p><b>【内容】</b> 県に対する災害発生の報告を、従来の様式から、広島県防災情報システムへ変更する。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>市町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。</p>	<p>市町からの報告は原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。</p>	<p>及び被害情報報告を行う。市からの報告は、原則として、広島県防災情報システム（被害情報収集提供機能）を利用して行う。</p>	<p>及び被害情報報告を行う。市からの報告は、原則として、広島県防災情報システム（被害情報管理機能）を利用して行う。</p>	<p><b>太枠</b> 震災対策編のみの表記</p>
<p>また、市町は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おつて、報告は県へ行くことを原則とするが、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものの_____については、直接、総務省消防庁へも報告することとする。</p>	<p>また、市町は、地震発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。おつて、報告は県へ行くことを原則とするが、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものと及び前記b（b）のうち、死者又は行方不明者が生じたものについては、直接、総務省消防庁へも報告することとする。</p>	<p>また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、<u>県に報告できない場合にあっては、直接内閣総理大臣（消防庁経由）へ報告するものとする。</u></p> <p>（略）</p>	<p>また、市は、災害発生直後については、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。<u>報告は県へ行くことを原則とするが、当該市町の区域内で震度5強以上を記録したものと及び津波警報若しくは津波注意報の発表時又は津波により死者又は行方不明者が生じたものについては、直接、総務省消防庁へも報告することとする。</u></p> <p>（略）</p>	
<p>(1) 災害発生報告</p> <p>ア 伝達経路</p> <p>災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）</p>  <p>イ 災害発生報告の様式</p> <p>災害発生報告は、<u>報告の迅速かつ的確を期すため、原則として次の様式（表1）により行う。</u></p> <p>ウ～オ （略）</p>	<p>(1) 災害発生報告</p> <p>ア 伝達経路</p> <p>災害発生報告は、次の経路により行う。（災害対策本部が設置されていない場合は「県災害対策本部」は「危機管理監」と読み替える。）</p>  <p>イ 災害発生報告の方法</p> <p>災害発生報告は、<u>原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。</u></p> <p>ウ～オ （略）</p>	<p>(a) 災害発生報告</p> <p>災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。</p> <p>① 伝達経路</p> <p>災害発生の報告及び通報は、次の経路で行う。</p>  <p>（略）</p> <p>② 災害発生報告の様式</p> <p>災害発生報告は、<u>報告の迅速かつ的確を期すため、所定の様式により行う。</u></p> <p>※ <u>報告の様式及び用語の定義については、「資料編」参照</u></p> <p>③・④ （略）</p>	<p>(a) 災害発生報告</p> <p>災害応急対策実施のため、災害対策基本法第53条第1項の規定により行う報告で、災害発生状況の迅速な把握を主眼とする。</p> <p>① 伝達経路</p> <p>災害発生の報告及び通報は、次の経路で行う。</p>  <p>（略）</p> <p>② 災害発生報告の方法</p> <p>災害発生報告は、<u>原則として、広島県防災情報システムにて、発生日時、場所、人の被害、住家等の被害の有無、対応している措置について迅速に報告するものとする。</u></p> <p>※ _____用語の定義については、「資料編」参照</p> <p>③・④ （略）</p>	



広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>第 3 章の 1 災害応急対策計画（基本編）</p> <p>第 3 章の 2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第 6 節 救助・救急、医療及び消火活動 第 1 項 救出計画 1～5 （略） 6 活動時における感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。</u></p> <p>第 2 項 医療救護・助産計画 1～2 （略） 3 災害時における実施責任者及び実施内容 【第 I ステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援） (1) 県 ア～カ キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DPAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DPAT の指揮・調整、精神保健医療<u>_____</u>に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。</p>	<p>第 3 章の 1 災害応急対策計画（基本編）</p> <p>第 3 章の 2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第 6 節 救助・救急、医療及び消火活動 第 1 項 救出計画 1～5 （略） 6 活動時における感染症対策 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>_____</u>感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。</p> <p>第 2 項 医療救護・助産計画 1～2 （略） 3 災害時における実施責任者及び実施内容 【第 I ステージ（災害発生直後の被災地域及び避難所開設時の支援） (1) 県 ア～カ キ 災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の出動を要請した場合、県災害対策本部の指揮下に広島 DPAT 調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、広島 DPAT の指揮・調整、精神保健医療<u>福祉</u>に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。</p>	<p>風水害応急対策編 【風-4-2】</p> <p>震災応急対策編 【震-4-2】</p> <p>第 4 節 救助・救急、医療救護及び消火活動 第 1 救助・救急計画 1～4 （略） 5 活動時における感染症対策 災害現場で活動する消防・警察・海上保安庁・自衛隊の部隊等は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。</u></p> <p>風水害応急対策編 【風-8-1】</p> <p>震災応急対策編 【震-8-1】</p> <p>第 8 節 防疫、保健衛生、環境衛生、遺体対策に関する活動 第 1 防疫、保健衛生、環境衛生計 1 （略） 3 精神保健<u>_____</u>活動 (1) 活動体制 市及び県の保健師等と連携し、相談窓口の設置や避難所における巡回相談等による精神保健<u>_____</u>活動を行う。 (2) 活動内容 一般の被災者のほか、避難行動要支援者、災害救助要員等を対象に、次の活動を行う。 ア 被災者の支援 イ 社会福祉施設等との連絡調整 ウ 被災者等の精神保健<u>_____</u>福祉相談</p>	<p>風水害応急対策編 【風-4-2】</p> <p>震災応急対策編 【震-4-2】</p> <p>第 4 節 救助・救急、医療救護及び消火活動 第 1 救助・救急計画 1～4 （略） 5 活動時における感染症対策 災害現場で活動する消防・警察・海上保安庁・自衛隊の部隊等は、<u>_____</u>感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等、基本的な感染症対策を徹底する。</p> <p>風水害応急対策編 【風-8-1】</p> <p>震災応急対策編 【震-8-1】</p> <p>第 8 節 防疫、保健衛生、環境衛生、遺体対策に関する活動 第 1 防疫、保健衛生、環境衛生計 1 （略） 3 精神保健<u>医療福祉</u>活動 (1) 活動体制 市及び県の保健師等と連携し、相談窓口の設置や避難所における巡回相談等による精神保健<u>医療福祉</u>活動を行う。 (2) 活動内容 一般の被災者のほか、避難行動要支援者、災害救助要員等を対象に、次の活動を行う。 ア 被災者の支援 イ 社会福祉施設等との連絡調整 ウ 被災者等の精神保健<u>医療福祉</u>相談</p>	<p>県修正 20</p> <p>【理由】 防災基本計画の修正による。</p> <p>【内容】 「感染症」に、「新型コロナウイルス感染症」を包含する。</p> <p>県修正 21</p> <p>【理由】 文言の修正による。</p> <p>【内容】 「精神保健」を、「精神保健医療福祉」に修正する。</p>
<p>第 3 章の 1 災害応急対策計画（基本編）</p> <p>第 3 章の 2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第 8 節 避難生活及び情報提供活動</p>	<p>第 3 章の 1 災害応急対策計画（基本編）</p> <p>第 3 章の 2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第 8 節 避難生活及び情報提供活動</p>	<p>風水害応急対策編 【風-6-2・3】</p> <p>震災応急対策編 【震-6-2・3】</p> <p>第 6 節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する</p>	<p>風水害応急対策編 【風-6-2・3】</p> <p>震災応急対策編 【震-6-2・3】</p> <p>第 6 節 避難生活、情報提供、要配慮者対策に関する</p>	<p>県修正 22</p> <p>【理由】 防災基本計画の修正による。</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>第1項 避難行動計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定避難所の管理運営 (略)</p> <p>指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務として は、次の点に留意する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康<u>の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。</u></p> <p>(3) <u>避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、選択等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な処置を講ずるものとする。</u></p> <p>また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための<u>適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 県及び市町は、被災地において<u>新型コロナウイルス</u></p>	<p>第1項 避難行動計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 指定避難所の管理運営 (略)</p> <p>指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、<u>人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康<u>及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。</u></p> <p>(3) <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な処置を講ずるものとする。</u></p> <p>また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための<u>栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) 県及び市町は、被災地において</p>	<p>る活動</p> <p>第1 避難計画</p> <p>1 避難所等の開設等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定避難所の管理運営 (略)</p> <p>指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務として は、次の点に留意する。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康<u>の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難の長期化等必要に応じて、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 市は、被災地において<u>新型コロナウイルス感</u></p>	<p>する活動</p> <p>第1 避難計画</p> <p>1 避難所等の開設等 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 指定避難所の管理運営 (略)</p> <p>指定避難所の具体的な管理運営に係る主な業務については、次の点に留意するとともに、<u>人権憲章と人道対応に関する最低基準（スフィア基準）を踏まえた生活環境の確保に努めるものとする。</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 食事提供の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、指定避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、救護所の設置等の医療体制の確保や、避難者の心身の健康<u>及び福祉的な支援の確保のため保健師等による健康相談、心のケアなど必要な対策を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>ウ <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師、保健師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p> <p>また、指定避難所での健康状態の悪化を防止するための<u>栄養バランスのとれた適温の食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるものとする。</u></p> <p>エ・オ (略)</p> <p>カ 市は、被災地において</p>	<p>【内容】</p> <p>指定避難所において、スフィア基準を踏まえた生活環境の確保を追記する。</p> <p>【理由】</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正による。</p> <p>【内容】</p> <p>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置する旨を追記する。</p> <p>【理由】</p> <p>能登半島地震を踏まえた修正による。</p> <p>【内容】</p> <p>指定避難所での健康状態の悪化を防止するための栄養</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>ウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養社党が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(7) 市町は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため</u>、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>_____感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養社党が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>(7) 市町は、指定避難所における_____感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p><u>染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>キ 市は、指定避難所における<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため</u>、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>サ 市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供するよう努めるものとする。</p> <p>シ 市は、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p> <p>ス 県から示された「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。</p>	<p>_____感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p> <p>キ 市は、指定避難所における_____感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>ク～コ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>サ 市は、_____「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所_____の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。</p> <p>また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指</p>	<p>管理に努めるとともに、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずる旨を追記する。</p> <p>県修正 25</p> <p>【理由】 能登半島地震を踏まえた修正による。</p> <p>【内容】 家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定</p>
<p>(11) _____「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所等の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。</p> <p>_____</p>	<p>(11) 市町は、_____「ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所_____の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。</p> <p>また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、</p>	<p>_____「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所_____の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。</p> <p>_____</p>	<p>_____「ペット受入れのための避難所等運営ガイドライン」を活用して、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、指定避難所_____の形態や動物の数に応じた飼養ルールを設定し、他の避難者に対しても周知を行い、飼い主が適正に飼養するための指導助言を行うものとする。</p> <p>また、指定避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指</p>	<p>県修正 25</p> <p>【理由】 能登半島地震を踏まえた修正による。</p> <p>【内容】 家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、指定</p>

広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護(管理)センターに対し、一時預かり先等について相談する。</p> <p>市町は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>指定避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>県は、避難動物の種類や頭数について把握し、避難所での受入れが難しい場合は、各動物愛護センターに対し、一時預かり先等について相談する。</p> <p>(12) (略)</p> <p>(13)市町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p>(14)市町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>市は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>定避難所における家庭動物の避難状況等を把握し、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p> <p>シ 市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</p> <p>ス 市は、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>避難所における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握及び獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携する旨を追記する。</p>
<p>第 3 章の 1 災害応急対策計画（基本編）</p> <p>第 3 章の 2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第 11 節 応急復旧、二次災害防止活動</p> <p>第 1 項～第 3 項 (略)</p> <p>第 4 項 廃棄物処理計画</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 災害廃棄物の処理</p>	<p>第 3 章の 1 災害応急対策計画（基本編）</p> <p>第 3 章の 2 災害応急対策（震災対策編）</p> <p>第 11 節 応急復旧、二次災害防止活動</p> <p>第 1 項～第 3 項 (略)</p> <p>第 4 項 廃棄物処理計画</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>風水害応急対策編 【風－9－11】</p> <p>震災応急対策編 【震－9－11】</p> <p>第 9 節 応急復旧、二次災害防止活動 (略)</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 有害物質等による環境汚染防止計画</p>	<p>風水害応急対策編 【風－9－11】</p> <p>震災応急対策編 【震－9－11】</p> <p>第 9 節 応急復旧、二次災害防止活動 (略)</p> <p>第 1～第 4 (略)</p> <p>第 5 有害物質等による環境汚染防止計画</p>	<p>県修正 26</p> <p>【理由】 文言の修正による。</p> <p>【内容】 マニュアルの更新を反映する。</p>

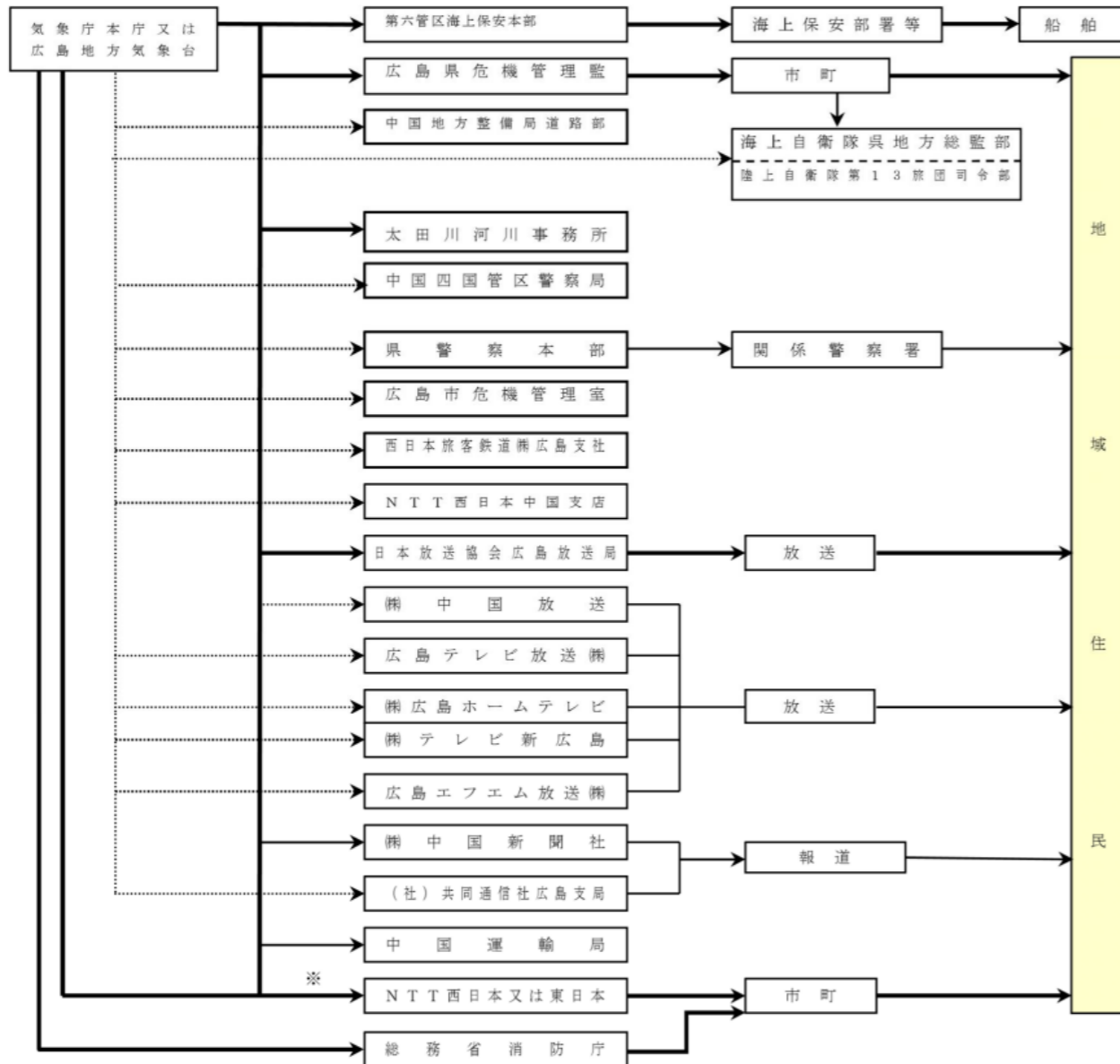
広島県地域防災計画		呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正前	修正案	修正理由等
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 損壊家屋等の撤去等 損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市町が必要と認める場合は、市町が解体・撤去を行う。 解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)」(平成 29 年 9 月環境省)を参照し、石綿の飛散防止に努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>4 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 損壊家屋等の撤去等 損壊家屋等の解体・撤去は原則として所有者が行うが、大規模災害時等において市町が必要と認める場合は、市町が解体・撤去を行う。 解体工事や廃棄物の処理にあたっては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第 3 版)」(令和 5 年 4 月環境省)を参照し、石綿の飛散防止に努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 実施方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)(平成 29 年 9 月)」に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>3 環境汚染防止の推進等 災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(改訂版)(平成 29 年 9 月)」に定めるもののほか、次の事項について実施する。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 実施方法 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 建築物等からの石綿の飛散防止措置 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第 3 版)」(令和 5 年 4 月環境省)に基づき、必要な措置を講じる。</p> <p>(略)</p> <p>3 環境汚染防止の推進等 災害発生時の措置の実施を円滑に行うため、広島県危機対策運営要領及び「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル(第 3 版)」(令和 5 年 4 月環境省)に定めるもののほか、次の事項について実施する。</p>	



広島県地域防災計画

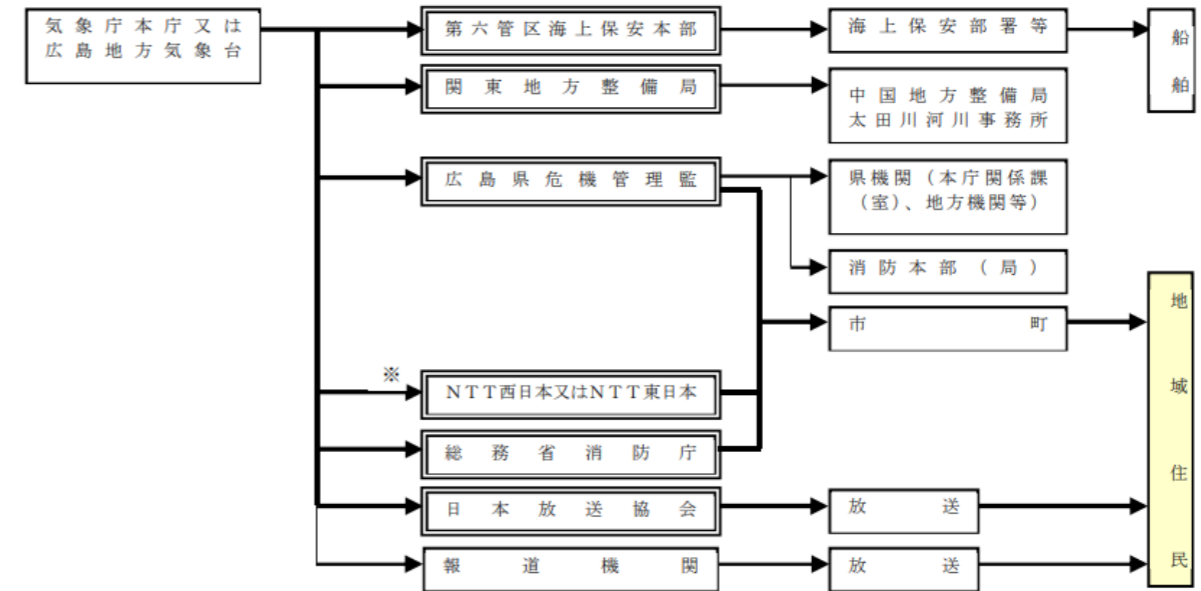
修正前

(イ) 伝達経路



修正後

(イ) 伝達経路



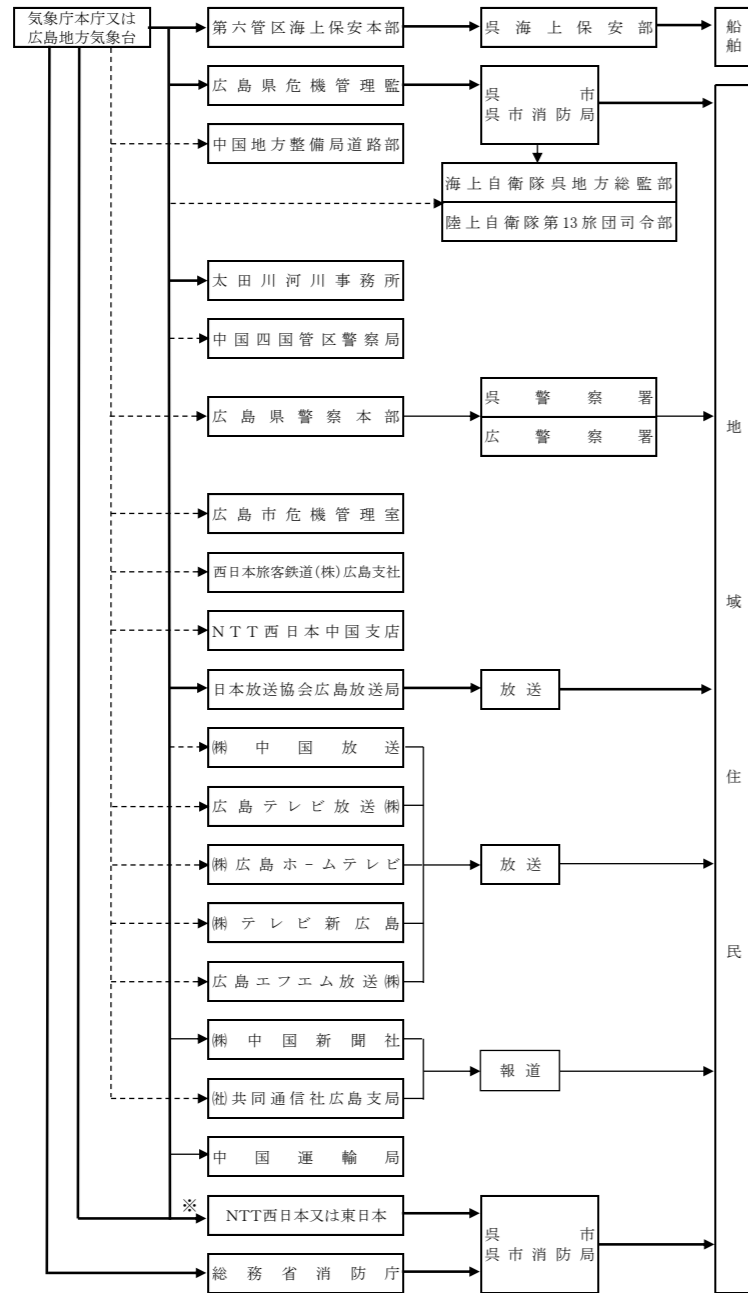
- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は専用線(気象庁本庁からの伝達経路も含む)、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
- 2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
- 3 ※は、津波警報等(同解除を含む。)のみオンラインにより伝達する。
- 4 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

- (注) 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先。
- 2 太線は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 ※は、津波警報(同解除を含む。)のみオンラインにより伝達する。
- 4 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

呉市地域防災計画

修正前

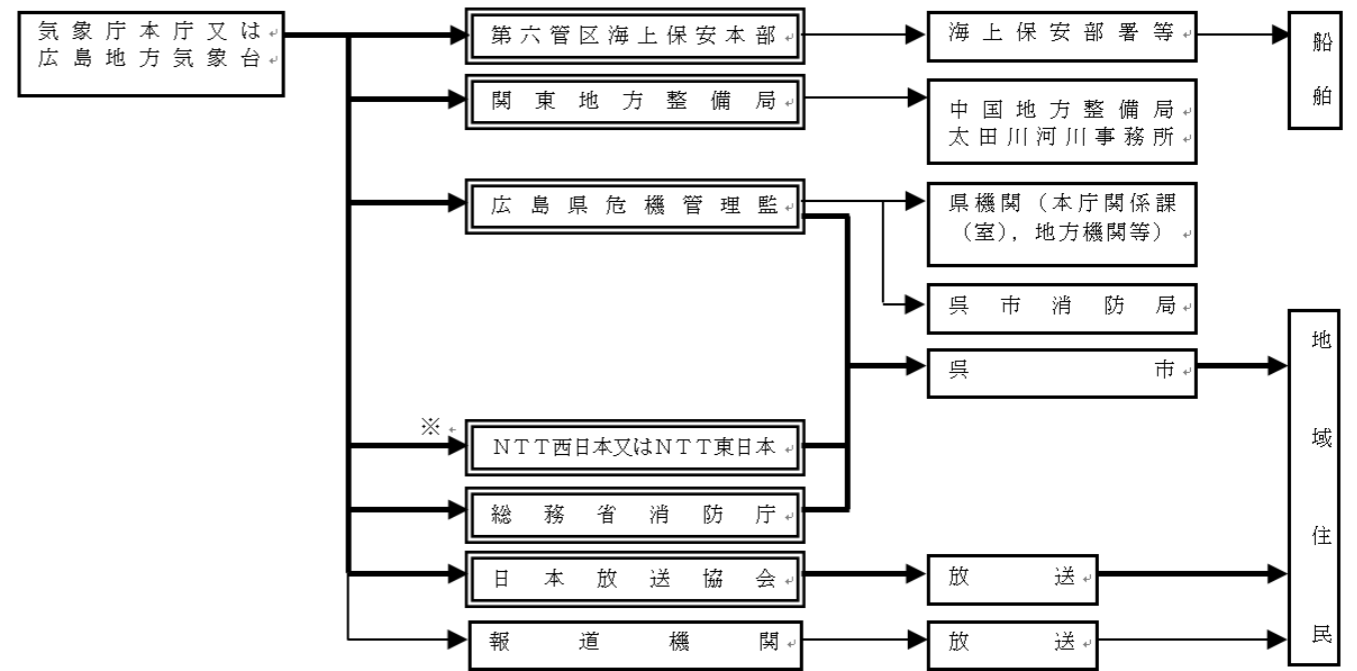
イ 広島地方気象台が気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達



- (注)
- ① 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、点線は専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
  - ② 太線は、「気象業務法に規定されている伝達経路」である。
  - ③ ※は、警報(解除を含む)のみオンラインにより伝達する。
  - ④ 「NTT西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

修正後

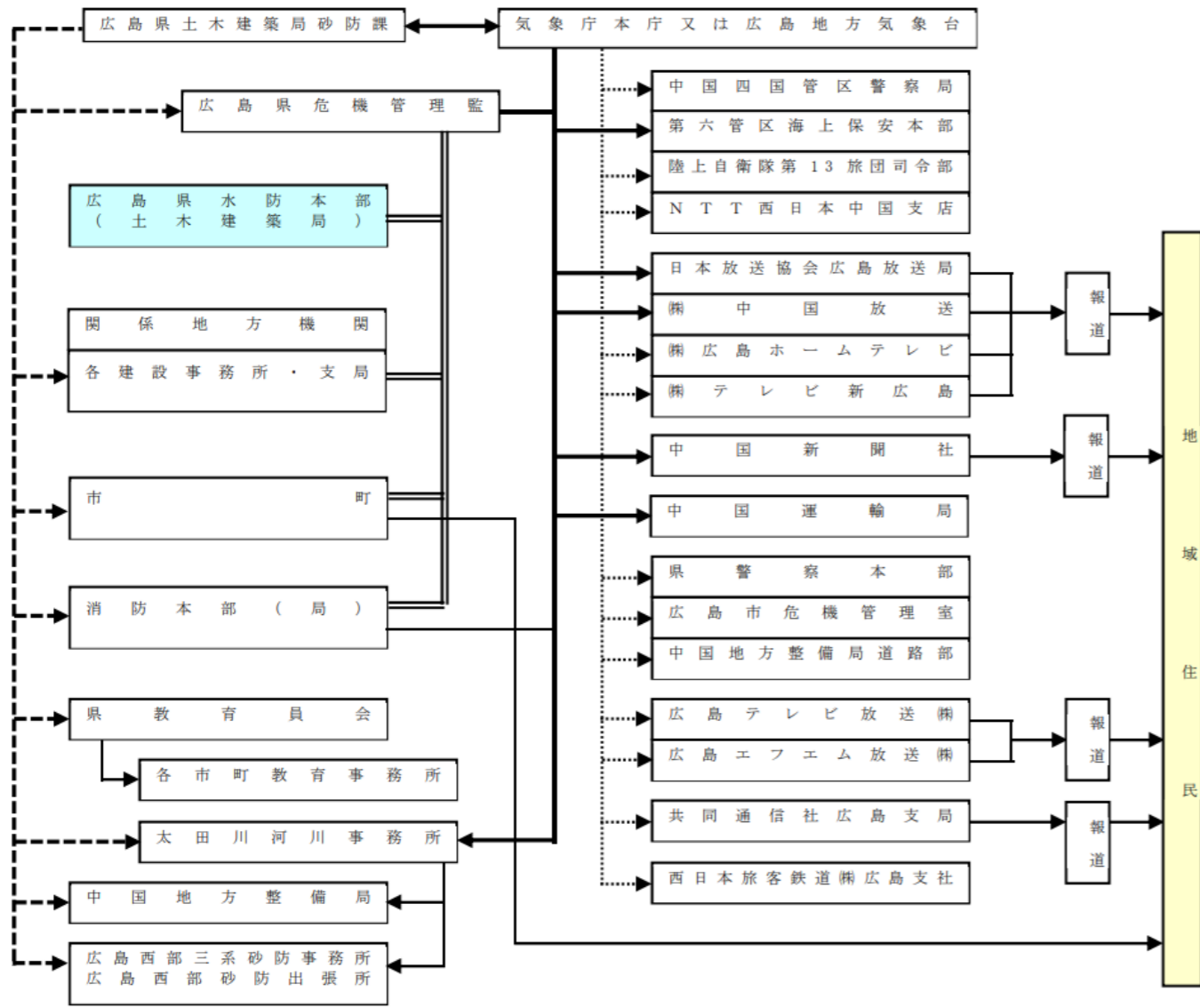
イ 広島地方気象台が気象等の予報及び警報並びに土砂災害警戒情報の伝達



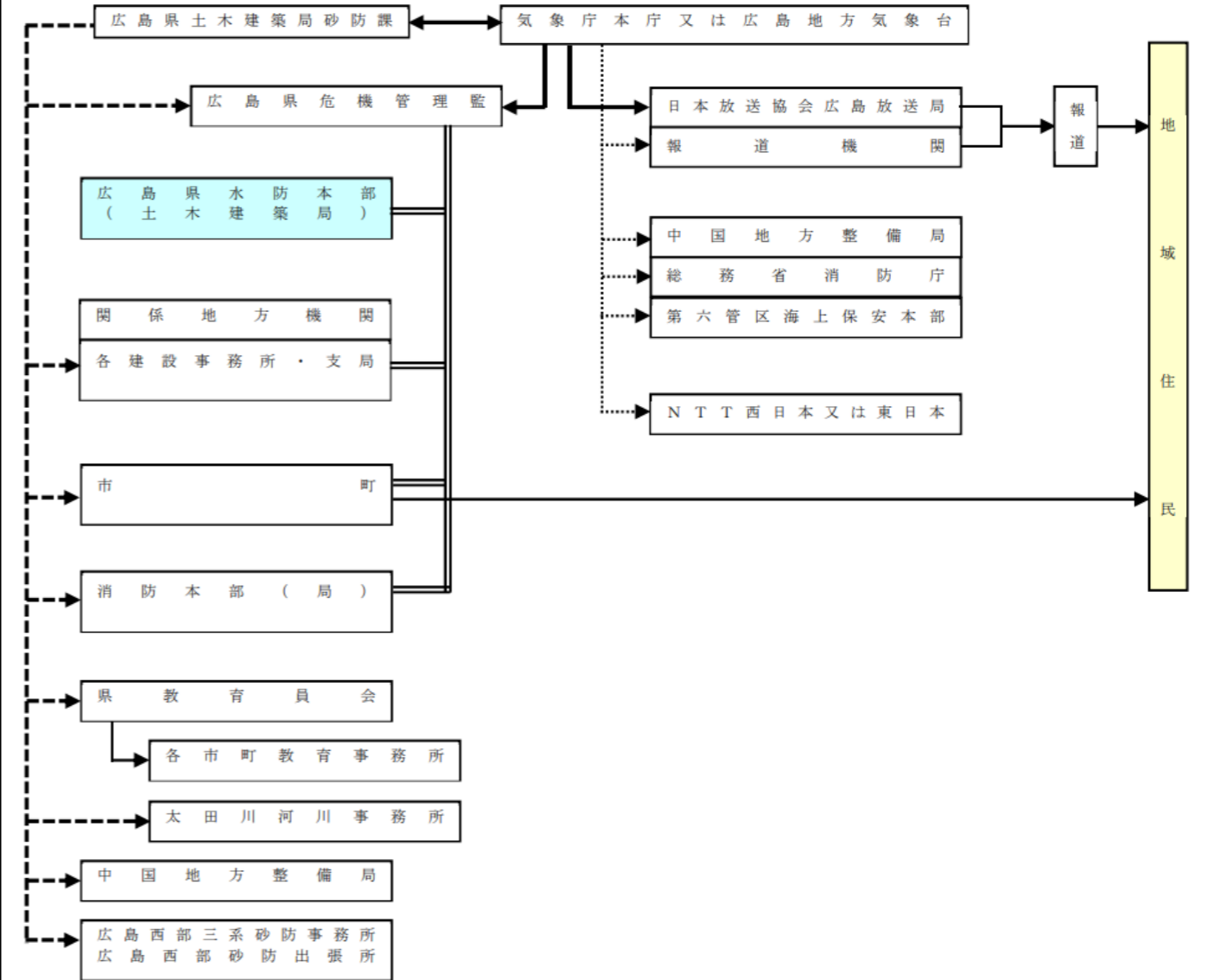
- (注)
- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法に基づく法定伝達先
  - 2 太線は、特別警報が発表された際に、気象業務法によって通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路
  - 3 ※は、津波警報(同解除を含む。)のみオンラインにより伝達する。

### 広島県地域防災計画

#### 修正前



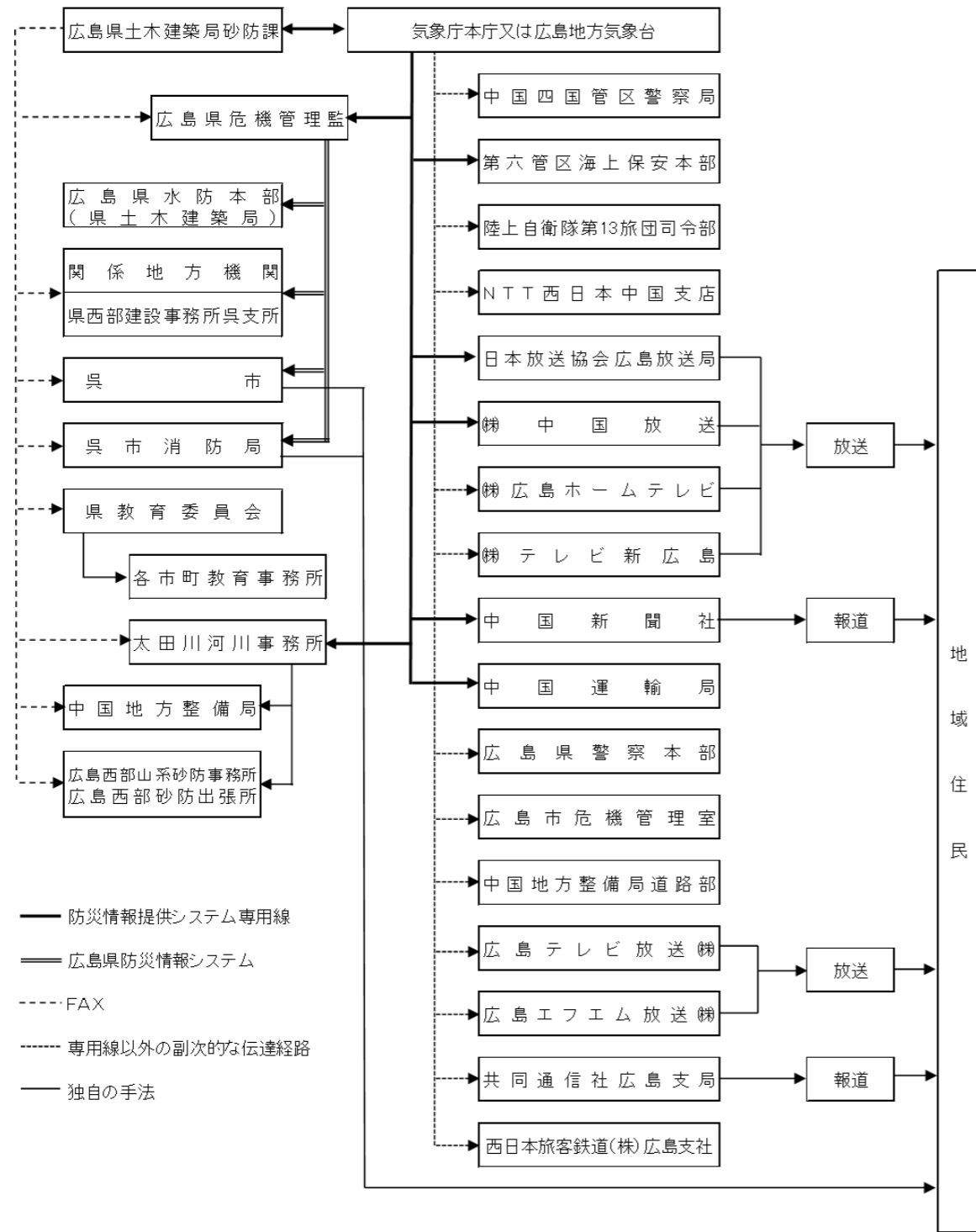
#### 修正後



呉市地域防災計画

修正前

エ 土砂災害防止法第 27 条及び気象業務法第 11 条の規定により，広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路



修正後

エ 土砂災害防止法第 27 条及び気象業務法第 11 条の規定により，広島県土木建築局砂防課と広島地方気象台が共同して発表する土砂災害警戒情報の伝達経路

